

大山町外国語指導助手業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

令和5年11月

大山町教育委員会

1 趣旨

大山町では、平成 27 年度から町立小中学校の外国語指導助手業務を民間事業者へ委託しており、令和 6 年度以降も同様に業務委託することとした。

民間事業者の決定に当たっては、経営能力や技術能力等を活用することにより、より外国語活動や国際理解教育の推進を図ることを目的とし、プロポーザル方式を採用する。

本実施要領は、外国語指導助手業務を適切かつ確実に遂行することができる者のうち、大山町が指定する者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を説明するものである。

2 事業の概要

- (1) 事業の名称 外国語指導助手業務委託事業
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 令和 6 年 4 月～令和 9 年 3 月（3 年間）
- (4) 業務場所 大山町立小中学校（小学校 4 校、中学校 3 校）

名 称	所 在 地
大山町立中山小学校	西伯郡大山町下甲 1022
大山町立名和小学校	西伯郡大山町名和 610
大山町立大山小学校	西伯郡大山町佐摩 340
大山町立大山西小学校	西伯郡大山町末長 81-1
大山町立中山中学校	西伯郡大山町下甲 951-1
大山町立名和中学校	西伯郡大山町名和 648
大山町立大山中学校	西伯郡大山町所子 313

- (5) 予算上限額 3 年間総額 100,683,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
- (6) 支払条件 毎月の業務実績を受け、毎月委託料を支払う
- (7) 選定方法 公募型プロポーザル

3 参加資格

この公募に参加する者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (2) 大山町の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)の規定による更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限り。)を受けた場合はこの限りでない。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

- (6) 同種及び類似する事業の実績を有すること。
- (7) 当該業務若しくは類似する業務について鳥取県内での実績を有する者
- (8) 本社及び支店等が中国地方に所在すること。
- (9) 技術力、調整力など総合的に高度な知識を有し、計画を具体化できる能力を備えていること。
- (10) 所管官庁に就業規則を提出している者であること。

4 参加表明書（兼参加資格審査申請書）、提案書及び質問書の様式の入手方法

参加表明書（兼参加資格審査申請書）、提案書及び質問書の様式は大山町ホームページに掲載されたものを、ダウンロードにより入手すること。なお、様式は窓口及び郵送での配布は行わない。

5 質問等の受付

質問は質問書（様式第1号）の提出により受付する。口頭による質問は受付しない。

- (1) 受付窓口 大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課
- (2) 受付期間 令和5年12月1日（金）午後5時まで
- (3) 受付方法 電子メール：kyouiku@town.daisen.lg.jp（送信前に電話連絡すること）
- (4) 回答方法 大山町ホームページへの掲載により回答する。

6 参加表明書（兼参加資格審査申請書）等の提出

参加者は、本要領の定める仕様に基づき、次に掲げる参加申込書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加表明書（兼参加資格審査申請書）（様式第2号）
- ② 様式第2号に記載する添付書類
- ③ 誓約書（様式第3号）

(2) 提出部数 各1部

- (3) 提出期限 令和5年12月15日（金）午後5時必着
- (4) 提出場所 大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課
- (5) 提出方法 持参又は郵送（配達の有無が確認できる郵送に限る）

7 提案書の提出

本要領の定める仕様に基づき、次に掲げる提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 審査に係る提案書類提出書（様式第4号）
- ② 提案書
- ③ 見積書（様式第5号）
 - ※3年分を合算した金額を記載し、単年ごとの内訳がわかる資料を添付すること。
 - ※消費税及び地方消費税を含む金額を記載すること。

(2) 提案書記載事項

- ① 会社概要・事業実績（様式2-1, 2-2 使用）
- ② A L Tの採用・研修
- ③ 研究開発

④ 仕様書記載業務内容に係る取組

⑤ A L T の管理体制

※特に労働基準法等による請負契約として適正な指揮命令監督体制とその取り組みについて具体的に示してください。

⑥ その他

(3) 提出部数 13 部（正本 1 部、副本 12 部）

(4) 提出期限 令和 6 年 1 月 5 日（金）午後 5 時必着

(5) 提出場所 大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課

(6) 提出方法 持参又は郵送（配達の有無が確認できる郵送に限る）

8 提出書類の作成方法等

(1) 提出書類は、原則『A4 版、縦型、横書き、左綴じ』で作成すること。

(2) 文字を補完するためのイラスト、イメージ図等の使用は妨げない。

(3) 提出書類は PR したいポイント、記載内容の理由、背景などを明確にし、項目ごとに出来るだけ 1 枚程度にまとめること。

9 審査・選定

審査委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 審査日時 令和 5 年 1 月 11 日頃（木）予定

(2) 場 所 大山町名和公民館

(3) 留意事項

① 時間は 1 参加者あたり 25 分程度とする。

（プレゼンテーション 15 分、ヒアリング 10 分）

② プレゼンテーションは提案書の受付順に行う。

③ プレゼンテーションに参加できる人数は 3 人以内とする。

④ パソコン、プロジェクター等を使用する場合は各自持参すること。

10 審査方法

審査委員会において、提出された提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容等を総合的に評価し、総合評価点の高い順に順位を決定する。

最高得点の提案者を契約候補者とし、第 2 位を次点候補者とする。

11 審査結果通知

(1) 審査結果については、参加者に書面で通知する。

(2) 非選定理由の説明請求

① 候補者に選定されなかった参加者は、通知の日の翌日から起算して 7 日以内に非選定理由についての説明を書面により求めることができる。

② 非選定理由について説明を求められたときは、その翌日から起算して 10 日以内に書面により回答する。

1.2 契約締結

- (1) 「9 審査・選定」において決定した契約候補者から見積書を徴し、大山町財務規則の規定により作成された予定価格の範囲内であれば、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 2 の規定により随意契約を行う。
- (2) 提案書等の記載内容を原則として契約時の仕様とするが、本事業の目的達成のため、必要な範囲において協議により、項目を追加、変更及び削除する場合がある。
- (3) 契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴する。

1.3 プロポーザル実施スケジュール

実施スケジュールは次のとおりとする。ただし、受付け等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日には行わないものとする。

実施要領等の公表	令和 5 年 11 月 24 日
実施要領等に関する質問の受付	令和 5 年 11 月 27 日から 12 月 1 日まで
実施要領等に関する質問に対する回答	令和 5 年 12 月 6 日
参加申込書の提出	令和 5 年 12 月 8 日から 12 月 15 日まで
参加資格確認結果通知日	令和 5 年 12 月 20 日
提案書類等の受付	令和 5 年 12 月 21 日から 令和 6 年 1 月 5 日まで
審査会(プレゼンテーション及びヒアリング)審査	令和 6 年 1 月 11 日頃(予定)
審査に関する結果の通知	令和 6 年 1 月 15 日頃(予定)
契約の締結	受託候補者決定後

1.4 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- (1) 参加資格を満たさなくなった場合、又は参加資格を満たさないことが判明した場合。
- (2) 提案書の提出期限、提出先、提出方法が適合していない場合。
- (3) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (5) 見積書の金額が、「2 (5) 予算上限額」を超過している場合。
- (6) プレゼンテーションに参加しなかった場合。
- (7) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (8) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

1.5 留意事項

- (1) 参加者は、参加申込書の提出をもって、本実施要領のほか、本プロポーザルに係る関係書類の記載内容を承諾したものとみなす。
- (2) 本プロポーザルの参加に関して必要な費用は、参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルの参加に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成 4 年法律第 51 号)に定めるものとし、通貨単位は円とする。

- (4) 参加者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属するものとする。ただし、採用した提案書等の著作権は、大山町に帰属するものとする。
- (5) 提出された書類については、変更できないものとし、返却しない。
- (6) 大山町が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、この検討の範囲内であっても、大山町の上承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、又は内容を提示してはならない。
- (7) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式第 6 号)を提出するものとする。
- (8) プレゼンテーションは大山町内において実施予定であるため、プレゼンテーション参加者は新型コロナウイルス感染拡大防止策を十分に講じるとともに、当日会場においても対策を講じること。なお、場合によってはリモートによる開催もあり得るため、その場合の準備を行うこと。
- (9) やむを得ない理由等によりプロポーザルを実施することができないと認められる場合は、プロポーザルを停止、中止、及び取り消すことがある。なお、この場合において当該プロポーザルに要した費用を大山町に請求することはできない。

1 6 担当課（提出及び問い合わせ先）

大山町教育委員会事務局 幼児・学校教育課

〒689-3211 西伯郡大山町御来屋 263 番地 1

電話：0859-54-5211

ファクシミリ：0859-54-5217

電子メールアドレス：kyouiku@town.daisen.lg.jp